



京都市

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



京都市 地球温暖化対策条例の概要

京都市 環境政策局 地球温暖化対策室

地球温暖化問題と私たちの生活

猛暑



自然災害



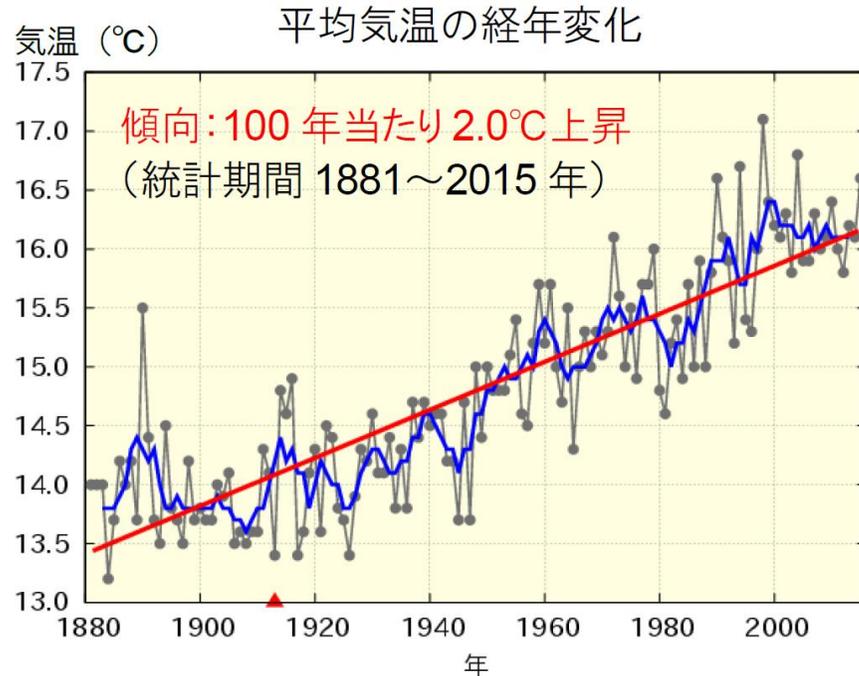
台風・大雨



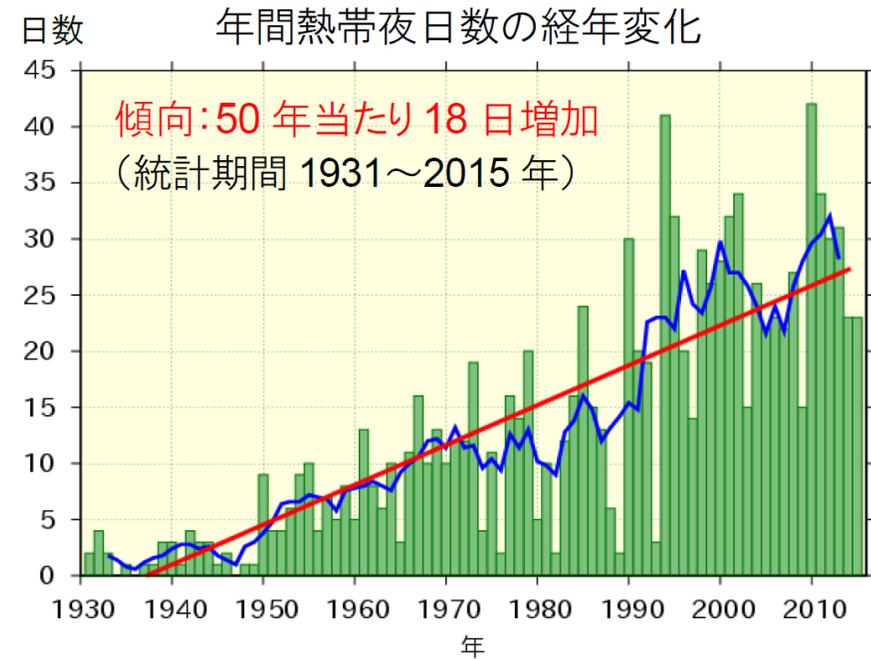
京都市における気候変動

年平均気温が**100年当たり2.0℃上昇**
※日本では1.1℃上昇, 世界では0.73℃上昇

熱帯夜(夜間最低気温が25℃以上の日)が
50年当たり18日増加



(凡例) 黒線: 各年の値, 青線: 5年移動平均,
赤線: 長期変化傾向



(凡例) 緑棒: 各年の値, 青線: 5年移動平均,
赤線: 長期変化傾向

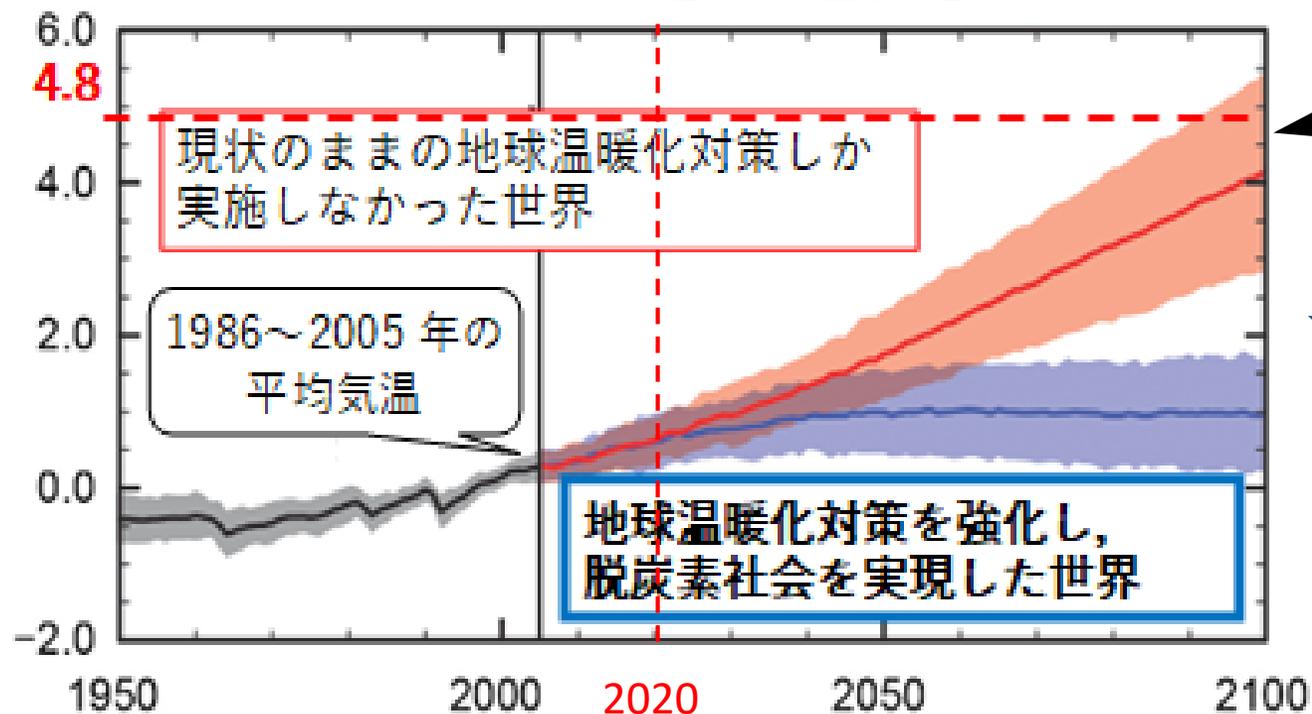
気候危機

今まさに“**気候危機**”の時代。
豊かな地球環境を未来の子どもたちに残すことができるかの岐路



気候危機

世界平均地上気温変化



※ IPCC第5次評価報告書に基づき作成
※ IPCCとは、地球温暖化に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行う国際機関

このままでは、
2100年には
2.6~4.8°C上昇

赤から青にするためには...

**2050年頃までに
二酸化炭素排出量
正味ゼロ
が必要！**

— 二酸化炭素排出量“正味ゼロ”とは —

“正味ゼロ”とは

最大限の省エネを進めるとともに、石油や石炭などの化石燃料から、再生可能エネルギーへ転換させていくことで二酸化素の排出を減らし、それでも残る排出は森林などにより吸収することで、プラスマイナスでゼロにすることを言います。

大気中に排出するCO₂の量 **+** 大気中から除去するCO₂の量 **=** ゼロ

京都市地球温暖化対策条例の改正

気候危機に立ち向かい、2050年二酸化炭素排出量正味ゼロを達成するため、令和2年12月に、「京都市地球温暖化対策条例」を見直しました。

【2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ達成のポイント】

- ◆ あらゆる主体の積極的な取組が不可欠です。
- ◆ 地球温暖化対策により、生活の質の向上や持続可能な経済発展につなげます。
- ◆ 取組を常に進化させていきます。
- ◆ 「自然と共生する文化」、「ものを大切にする伝統」などの京都が育んできた強みを生かしていきます。



－ 2050年の京都の目指す社会像 －

2050年二酸化炭素排出量正味ゼロと、
生活の質の向上, 経済発展が共に実現されている
「将来の世代が夢を描ける豊かな京都」



－基本理念－

2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの達成に向けては、次の3つの理念に基づき、地球温暖化対策を進めます。



生活やビジネスをはじめ、社会経済のシステムの転換を図ります。



あらゆる主体の自主的・積極的な行動により実現していきます。



地球温暖化対策を通じて京都を豊かにします。

－中間の削減目標－

2030年度までに、2013年度の温室効果ガスの排出量から
40%以上削減を目指します。

－各主体の役割－

市民

- ・ 自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組むこと
- ・ 環境に配慮した商品の購入や地域で主体的に取り組むことなどを通じて、他の主体の取組を促すこと

事業者

- ・ 自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組むこと
- ・ 環境に配慮した製品・サービスの提供などを通じ、他の主体の取組を促すこと

エネルギー事業者

再生可能エネルギーの利用を拡大すること

旅行者 など

- ・ 地球温暖化対策に取り組むこと
- ・ 市民や事業者の取組に協力すること

京都市

- ・ 総合的かつ計画的な地球温暖化対策を実施すること
- ・ 市民や事業者などあらゆる主体の参加を促進すること
- ・ あらゆる主体が積極的に取り組めるよう、気運の醸成とサポートを行うこと。
- ・ 国や国内外の自治体、研究機関等との連携を進めること

－重点対策分野－

再生可能エネルギー

- ・ 太陽光発電設備など再生可能エネルギーの導入拡大
- ・ 再生可能エネルギー電気プランへの切替えなど再生可能エネルギーの利用拡大
- ・ 再生可能エネルギーの安定供給体制構築に向けた調査・研究

ビジネス

- ・ 環境マネジメントシステムの普及
- ・ グリーンな技術の研究開発
- ・ グリーンビジネスの創出と振興の推進
- ・ デジタル化等による効率的な事業活動・働き方の普及

省エネなど

- ・ 省エネの促進
- ・ 建築物における省エネ促進
- ・ 環境に配慮した製品等の購入促進
- ・ 地産地消の推進
- ・ 環境教育の推進，情報提供，担い手育成
- ・ 地域コミュニティ単位での取組の促進

赤字は今回の改正では追加したもの

自動車

- ・ 公共交通の利用促進
- ・ デジタル技術を活用した新たな交通システムの構築
- ・ 貨物の効率的な輸送の推進
- ・ エコカーの導入促進
- ・ エコドライブの促進
- ・ カーシェアリングの促進

－重点対策分野－

まちづくり

- ・ 森林の整備や森林資源利用促進
- ・ 市街地の緑化
- ・ 農地の適切な保全の推進
- ・ 気候変動の影響や効果的な適応策についての調査研究の推進と体制の構築
- ・ 気候変動の影響を踏まえた防災対策、熱中症の予防

その他

- ・ ごみの3Rの推進，ごみ発電の推進
- ・ 削減の取引の促進
- ・ 観光旅行者その他の滞在者への啓発
- ・ 国や他の自治体等との連携
- ・ 経済的措置に関する調査・研究
- ・ フロンの排出抑制の推進

赤字は今回の改正
では追加したもの

※ “適応策”とは

猛暑や集中豪雨など、地球温暖化の影響による被害を軽減又は抑止する対策を「適応策」と言います。

従来からの省エネなどによって二酸化炭素などの排出を削減する対策は「緩和策」と言い、「緩和策」と「適応策」をともに進めていくことが重要です。

－市民・事業者の皆様などに努めていただくこと－

(★) は観光旅行者等についても努力義務

市民

事業者

赤字は今回の改正では追加したもの

再生可能エネルギー設備の設置, 再生可能エネルギー電気等の購入

省エネの推進 (★)

省エネな製品・サービスの提供

建築物の省エネ化の推進, 省エネな建築物の選択

建築物の省エネ性能の説明

環境マネジメントシステムの導入

自動車使用を控え, 徒歩, 公共交通機関, 自転車を利用 (★)

エコ通勤の促進

電気自動車等の充電設備の設置

エコドライブ, カーシェアリングの利用, エコカーの購入

再配達の削減

－市民・事業者の皆様などに努めていただくこと－

(★) は観光旅行者等についても努力義務

市民

事業者

赤字は今回の改正では追加したもの

建築物・敷地の緑化

地産地消と京都の食文化を生かした環境と調和のとれた食生活 (★)

ごみの発生抑制及び再使用, 徹底した減量化の推進 (★)

環境技術の開発

環境産業の振興

デジタル化等による効率的な事業の推進

従業員の環境教育

金融機関による環境産業等の支援

代替フロン管理の適正化

環境に良いことをする日を定め, 環境に配慮した行動を率先して実行

気候変動適応への関心と理解 (★)

— 事業者の皆様の義務 —

赤は今回の改正では追加したもの

特定排出機器※の販売者

- ・ 省エネラベルの表示
- ・ 省エネ性能の説明

※ 照明, エアコン, テレビ, 冷蔵庫, 電気便座

自動車販売事業者

- ・ 新車購入者への自動車環境情報の説明
- ・ エコカーの販売実績報告

特定事業者

対象

- ・ エネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上
- ・ トラック100台以上, バス100台以上, タクシー150台, 鉄道車両150両以上のいずれかを保有
- ・ エネルギー利用以外の温室効果ガス排出量が3,000トン以上

義務

- ・ 環境マネジメントシステムの導入
- ・ 新車購入のうち一定割合のエコカー導入
- ・ 事業者排出量削減計画書・報告書の作成, 提出

準特定事業者

対象

- ・ 一定の延床面積以上の事業用建築物の所有者 ※ 規模は検討中

義務

- ・ エネルギー消費量等報告書の作成, 提出

－ 建築物に関する義務 －

赤は今回の改正では追加したもの

特定建築物

対象

延床面積2,000m²以上の新築又は増築される建築物

義務

- ・ 建築物排出量削減計画書の作成, 提出
- ・ 地域産木材の利用
- ・ 再生可能エネルギー設備（太陽光発電システムなど）の導入

準特定建築物

対象

延床面積300～2,000m²の新築又は増築される建築物

義務

再生可能エネルギー設備（太陽光発電システムなど）の導入

建築士

- ・ 建築主への建築物への再生可能エネルギーの導入の説明

特定緑化建築物

対象

敷地面積1,000m²の以上の新築又は改築される建築物

義務

建築物又は敷地内の緑化

最後までご覧いただき、
ありがとうございました

